

週刊 税のしるべ

第3615号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2024年

主な記事

- 資格のオンライン化の時期明らかに 2面
- 暗号資産の所得区分巡り要望 2面
- 奥国税庁長官が就任会見 3面
- ふるさと納税が1兆円を突破 3面

経産省が賃上げ税制のガイドブックを公表

経済産業省は5日、令和6年度税制改正による賃上げ促進税制のガイドブックを公表した。全企業向け、中堅企業向けとなっており、中小企業向けのガイドブックについては、同日時点で公表されていない。6年度改正では、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が要件となる事業者の対象が

拡大されており、ガイドブックなどでは、同方針の手續における変更点が示されている。同方針の公表期限が、法人は「適用事業年度終了の日まで」に変更となり、また、様式の変更に伴い、すでに同方針を公表している場合でも、6年4月1日以降に開始する事業年度について適用を受ける場合は、新様式を用いて同方針を公表し直す必要があるとしている。なお、届出の期限に変更はない。

6年4月以降開始事業年度で適用なら新様式で公表必要

6年度改正では、高変更点は、①対象となる賃上げ要件、中堅事業者の拡大、②企業向け措置、女性活躍・子育て支援の上乗せ措置、繰越控除制度(中小企業向け)の創設のほか、マルチステークホルダー方針を要件とする事業者が拡大されている。同方針に関する主な適用事業年度終了の時

00人超である個人事業主となっている。中堅企業向けの対象事業者は、適用事業年度終了の時に、適用事業年度の賃金総額が10億円以上かつ常時使用する従業員数が1000人以上である法人となっている。

②では、同方針の公表期限が、法人は改正前の「適用事業年度終了の日の翌日から45日を経過する日まで」から「適用事業年度終了の日まで」に変更となり、個人事業主は「適用年の12月31日まで」になっている。

届出の期限に変更はなかったが、法人は適用事業年度終了の日の翌日から45日を経過する日まで、個人事業主は適用年の12月31日の翌日から45日を経過する日まで、適用事業年度終了の日まで「適用事業年度終了の日まで」に変更となり、個人事業主は「適用年の12月31日まで」になっている。

ら45日を経過する日までに届出となっている。

③の様式の変更では、インボイス制度の導入に伴い、消費税の免税事業者との取引関係に係る記載が、取引先への配慮の中でも特に配慮すべき事項として盛り込まれた。新様式は同省ホームページに掲載されている。

なお、6年3月31日以前に開始する適用事

休刊のお知らせ

次週8月19日号は休刊とさせていただきます。

令和7年4月1日の施行を予定している。宿泊税新設の同意は今年に入って3月の北海道ニセコ町(施行予定日は6年11月1日)、6月の愛知県常滑市(同7年1月6日)、静岡県熱海市(同7年4月1日)に続いて4件目となる。

赤井川村の宿泊税新設に総務相が同意

今年4件目

総務省は6日、北海道赤井川村から協議のあった宿泊税(法定外目的税)の新設について同日付で総務相が同意したと発表した。同村の宿泊税条例は

国税庁

「宅地造成費の金額表」の一部誤り

正しい金額表をHPに掲載

国税庁は6日、同庁ホームページに掲載している「財産評価基準書路線価図・評価倍率表」のうち、市街地農地等を評価する場合に用いる「宅地造成費の金額表」の宅地造成費の金額に一部誤りがあったことを公表し、8日に正しい金額表を掲載した。

誤りがあったのは、市街地農地等の相続税

令和6年分の関東信越国税局管内6県および大阪国税局2府4県の市街地農地等に適用されるもの(6年7月1日公開分)と、元年分の高松国税局管内4県の市街地農地等に適用されるもの(元年7月1日公開分)。

宅地造成費(4面に「今週のことば」は、市街地農地等の相続税

・贈与税の評価額を計算するときに用いる。誤った宅地造成費の金額は、正しい金額より過少であるため、市街地農地等の評価額を計算する際に控除額が過少となり、税額が実際より過大に算出されることになる。誤った宅地造成費の金額表は、1平方メートルあたり100円〜6200円過

少に掲載していた。このため、同庁は、すでに提出した相続税・贈与税の申告書から、誤った金額表を利用していると思われる納税者に対しては個別に連絡をし、減額更正処理を行うとしている。

元年分の高松国税局管内の誤った金額表を適用して申告をした納税者は、例えば、元年1月1日に死亡した被相続人に係る相続税の申告書の提出、更正の請求ができる期間は原則として法定申告期限か

ら5年以内のため、今年の11月1日までに減額更正を行う必要がある。

同庁は、誤った金額表を利用して申告書を提出したと気づいた納税者は、早めに税務署へ申し出るよう呼び掛けている。

なお、大阪局と関信局において、今回金額表に誤りがあった市街地農地等だけでなく、純農地等も含めた農地全体の6年分相続税・贈与税の申告書をすでに提出した納税者は百数十件、同じく高松局の

途中の誤ったファイルを掲載してしまったため、関信局と高松局は金額を計算する過程において、参照すべき統計データの数値を誤った要因について、同庁「ため」と説明している。

また、誤りが発生した要因について、同庁「ため」と説明している。

日本酒造組合中央会
北九州支部
支部長 山口哲生

信頼いただける財協の税務関係図書

大蔵財務協会 編 ▼B5判・1080頁・定価4400円(税込)
令和6年版 改正税法のすべて
別冊特別付録「改正事項と適用時期一覧表」
令和6年度の国税・地方税の改正項目のすべてについて、改正の趣旨、背景等を踏まえて詳細に解説。「改正事項と適用時期一覧表」を別冊の特別付録として、読者の利用の便に供しました。税理士会・法人会等各種研修会でのテキストとしても最適です。

齋藤文雄 著

▼B5判・480頁・定価2970円(税込)

改訂版 消費税簡易課税制度の実務

インボイス制度の施行に伴う税額計算の特例(2割特例)終了後は、簡易課税適用事業者の層の増加が見込まれます。2割特例及びその終了後の実務に関する解説、簡易課税制度適用事業区分判定に関するQ&Aを追加したほか、基本通達「経理通達の抜本改正」日本標準産業分類の改定に対応した大幅改訂版として、研修テキストにも最適。

高橋幸之助 著

▼A5判・460頁・定価2860円(税込)

四訂版 源泉所得税の誤りが多い事例と判断に迷う事例Q&A

事例82項目・租税条約の読み方を掲載!!
源泉所得税の実務における多くの事例を4つの項目に分けて厳選収録。判断に迷う基礎的な事例、地方公共団体固有の事例、非居住者と外国人の事例、マイナンバーのQ&Aにより、源泉徴収取務において判断に迷った時に素早く解決できる実務必携書。前版(令和2年4月刊)以降の改正に対応。

大蔵財務協会 編 ▼A5判・190頁・定価2640円(税込)

令和5年10月12日 裁判事例集 第133集

国税不服審判所が公表した令和5年10月12日までの公表裁判事例を全て収録。過去の裁判事例集第96集〜第132集迄バックナンバーを取り扱っています。ご希望の方は弊会にお問い合わせください。※年4回発行の為、定期購読(毎月とも定価の1割引送料サービス)をお勧めします。

2024年8月号 No.36 8月20日発売!! (年4回発行)

株式会社野村資産承継研究所 執筆・監修

▼B5判・フルカラー・180頁・定価15000円(税込)
■年4回(毎月20日発行)2・5・8・11月・年間購読料60000円(税込)

資産承継
★8月号の特集★
(特集I)特別対談 太田日税連会長に聞く、事業承継への取組み
(特集II)医療法人の事業承継

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい
TEL 03-3829-4141 FAX 03-3829-4001
国税速報メールサービス(電子版、アクセスは、
次のアドレスで) https://www.zaikyo.or.jp

84の国家資格等をオンライン・デジタル化

デジタル庁は2日、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の四つの資格で6日から国家資格のオンライン・デジタル化を始めること発表した。政府は税・社会保障等の分野

野の84の国家資格等をオンライン・デジタル化の対象にすることを決めており、今回の発表とあわせて、税理士を含む84の国家資格等のすべてでオンライン・デジタル化が始まるおおよその時期も示した。このうち、税理士は令和7年3月ごろ以降を予定している。

税理士は7年3月ごろ以降を予定

デジタル資格者証が取得可能に

マイナカードでマイナポータルから手続

国家資格等のオンライン・デジタル化は各資格手続のオンライン化や資格情報の連携等のデジタル化を図るもの。オンライン・デジタル化はマイナポータルによる手続も可能と法改正法等に盛り込まれており、関連する

今年11月ごろ以降、税理士のほか、准看護師、栄養士など11の資格が7年3月ごろ以降、司法試験、特定社会保険労務士、行政書士、調理師、教員、理容師、美容師など42資格が7年度ごろ以降となっている。

このうち、デジタル資格者証は提示された資格者証の有効性および真正性を検証するもの。資格保有者が提示したデジタル資格者証に付された二次元コードを検証者がデジタル資格者証の検証サイトで読み取り、資格の有効性と真正性(改ざんなどがされていないこと)を検証する。

暗号資産の所得区分巡り要望

日本暗号資産取引業協会など

20%の申告分離課税導入も求める

一般社団法人日本暗号資産取引業協会と一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会は7月30日、共同で令和7年度の法制改正に関する要望書を取りまとめた。この中では、新たに暗号資産の譲渡による所得の所得区分について、雑所得以外の所得区分があり得ることを明らかにするような法令等の整備を行うことを要望。その上で、

前年に引き続き暗号資産取引にかかる利益への課税方法として20%の申告分離課税の導入を求めた。

暗号資産の所得区分について、要望書の中で両会は「暗号資産は時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものであることを前提として、暗号資産に関する法令が作られてきた可能性が

ある。また、譲渡所得の基因となる資産に該当しない、暗号資産の譲渡による所得は原則として雑所得に該当する」という立場から税の執行等が行われている」と指摘。

この点に関連し、譲渡所得とは、「資産」の「譲渡」による所得である(所得税法33条1項)とされるが、この場合の資産について、条文中、一部の資産を除外するような文

野の84の国家資格等をオンライン・デジタル化の対象にすることを決めており、今回の発表とあわせて、税理士を含む84の国家資格等のすべてでオンライン・デジタル化が始まるおおよその時期も示した。このうち、税理士は令和7年3月ごろ以降を予定している。

デジタル資格者証を取得できる。このうち、デジタル資格者証は提示された資格者証の有効性および真正性を検証するもの。資格保有者が提示したデジタル資格者証に付された二次元コードを検証者がデジタル資格者証の検証サイトで読み取り、資格の有効性と真正性(改ざんなどがされていないこと)を検証する。

対面によるデジタル資格者証の提示や、メールへの資格者証データの添付、印刷した資格者証の対面での提出、印刷した資格者証の郵送での提出といった方法で活用することが想定されている。

踏まえた税制を構築する観点から、暗号資産の譲渡による所得の所得区分について、販売目的(短期間における継続的売買による利益獲得目的)以外で暗号資産が保有されている

場合があること、支払手段以外の性格を有する暗号資産があることなどを踏まえた上で、雑所得以外の所得区分があり得ることを明らかにするような法令等の整備が行われること

を要望した。なお、暗号資産の譲渡による所得が譲渡所得に区分される場合、譲渡損失を他の種類の所得と損益通算されることを問題視する見解もあり得るが、この点については、同所得を高も3兆円を超えており、その取引は広がり

財務省・国税庁異動

(1日)

国税庁長官官房付(国税庁課税総括課長)

部長兼税務大学校研究部事務情報センター所長 原田 憲

研究休職(国立大学法

研究休職(国立大学法

国税庁長官官房付(国税庁課税総括課長) 渡邊 秀雄

研究休職(嘉悦大学教授) 田村 英好

研究休職(嘉悦大学教授) 田村 英好

研究休職(嘉悦大学教授) 田村 英好

研究休職(嘉悦大学教授) 田村 英好

研究休職(嘉悦大学教授) 田村 英好

研究休職(嘉悦大学教授) 田村 英好

プチ・コール PRO・smart

スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!



プチコール SMART24

プチコール PRO15

電子申告済 28.12.28

山本

サンビー株式会社

5種類の自然生薬が効く。体内リズムを本来の状態に整え、体内年齢ケア。

巡 温 鎮

生薬のめぐり湯

松田医薬品株式会社

TEL:088-862-1666 FAX:088-862-1770

いつの時代にも人と社会に「安全」と「快適」を。

総合建設業 吉村建設工業株式会社

〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135

TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359

http://www.yoshimurakensetu.co.jp

専門学校生60人が日税連を訪問

高橋常務理事ら税理士制度を講義

日本税理士会連合会(太田直樹会長)は、このほど、東京都内の日本税理士会館に新潟会計ビジネス専門学校...



高橋常務理事ら税理士制度を講義する様子。

着眼大局

<<89>>

筆者は昭和14年生で、16年12月8日太平洋戦争開戦、20年8月15日無条件降伏、27年4月28日サンフランシスコ講和条約発効...

昭和20年8月15日一敗戦の記憶

もじかったこと、家族と農家への買出、預金封鎖・新円切替、極東裁判、激しいインフレーションなど記憶している。今では、敗戦・占領の悲惨さは知識としてはあっても、体験者は少なくなった。

日本は台湾、朝鮮、南樺太、北方領土、千島、南太平洋諸島の領土を失い、それらの地や中国大陸などの在外資産を失った。

5万人逮捕、現地法廷で裁かれおおよそ千人死刑、天皇神格否定・貴族制廃止・憲法改正・家制度廃止、政教復活・公職追放・財閥解体、教育改革・農地解放などい

民主主義体制では、主権者として国民は権利と共に義務を負う。主権者としての意識が必要である。さもないと民主政治は衆愚政治に陥る。

親子間配当の源泉徴収取り止めの影響で所得税収が19.4%減

6月の税収

財務省は1日、6月の税収実績をまとめ、親子間配当の源泉徴収取り止めの影響により配当税収が減少し同19.9%減の1兆2946億円...

端数の計算方法を公表

経済産業省はこのほど、シヨン税制について、年間権利行使額の限度額を公表した。

今週のことば

宅地造成費は、農地や山林、原野などの土地を宅地に転用する場合に通常必要と認められる費用を算定したものである。

宅地造成費

当たりの価額から、1平方メートル当たりの宅地造成費を控除した金額に、その農地の地積を乗じて計算する。

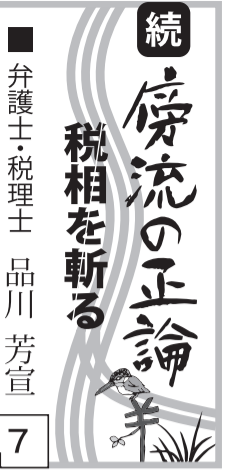
丸金佐藤造船鉄工所 代表取締役社長 木庭 康博 〒850-0977 長崎市土井首町510番地2

残暑お見舞い 申し上げます 2024年

松藤商事株式会社 代表取締役 松藤 章喜 本社/〒850-8558 長崎市五島町3番25号(松藤ビル)

LUCKY GROUP ラッキー自動車株式会社 代表取締役 川添 暢也 本社/長崎市大橋町25番6号

株式会社スエオカ インターロッキング舗装材販売、施工・建設業 本社/長崎県北松浦郡佐々町志方免2



■弁護士・税理士 品川 芳宣 7

最近、国税OBの人たちが共同で発刊した書の中に、納税者と税務当局の関係のあり方について、「納税者と税務当局は対立関係にあるのではなく、相互に理解し、協力する関係であることが理想である」旨の一節がある。この書の学者の方々は、私もよく存じている方もおり、それぞれ税務行政に貢献されてきた人たちである。

私自身、若い頃は、このような税務執行の理想論を考え、それを実務で実践しようとして試みたこともあった。しかし、それは、「あった」という過去形の話であり、今では、長い実務経験を通して、納税者と税務当局は、必然的に対立する関係にあると考えている。ただし、その対立関係は、相互の立場を理解できる「公正なもの」であってほしいと願っている。

私自身、納税者の一人であるが、一人の国民として、国家(共同社会)を存続させる重要性は十分認識しており、憲法の規定を待たずとも、納税の義務を果たすことに何の躊躇もなく、それを実践してきたつもりである。そして、多くの納税者も、そう考えているはずである。もっとも、現在の税制や税務執行には、多くの疑問を持っており、決して満足しているわけではない。

ところで、前回では、「租税法主義は節税の巢?」と題し、「租税法主義」と言っても、各税法が全ての課税関係を定めているわけではなく、ほとんどの課税物件が私法上の経済取引等の成果(利得)を基礎にしていることを述べた。そして、私法の分野では、契約自由の原則が支配しているから、公序良俗に反しない限り、いかなる契約(取引)も可能になる。

この場合、納税者のほとんどが、生活の糧を得ることを目的に経済活動を行っているわけであるが、その経済活動の目的は利益の最大化にある。すなわち、利益は、収入から費用(コ

納税の論理と課税の論理

スト)の差であるから、収入の最大化とコストの最小化を図る必要が生じることになる。そして、その利益には、多くの租税が課せられることになり、その租税は、経済活動におけるコストにほかならない。しかし、その租税は、他のコストと異なって、直接的対価を伴わないものである。すなわち、通常の経済活動においては、当該コストの最小化を図ることは当然であると言える。そして、関係法令の解釈に幅があるため、当該コストの最小化を図ることになる。しかし、それが税務上否認されることになると、かえってコストが増大するので、そうならないように対応する。

他方、課税庁は、その存在自体が、租税収入の確保と課税の公平を職務にしているはずである。租税法主義の合法性の原則によれば、課税庁には、課税要件を充足している限り、租税の減免の自由はなく、また、租税を徴収しない自由もなく、法律で定められたとおりの税額を徴収しなければならないことが要請されている。そのことは、前述の租税収入の確保と課税の公平を図るといふ職務と重なることになるはずである。

そもそも、租税が国の公共サービスを供するために必要な財源である以上、その調達を円滑にするために課税庁が存在することも、租税を執行するための当然の理であると言えることになる。すなわち、前述の納税者の租税コストの最小化と課税庁の租税収入の確保・課税の公平の維持とは、互いに対立することは必然のことと考えられる。そもそも、租税法主義の内容の一つとして、適正訴訟手続の原則が挙げられているが、そのことは、租税法の執行において納税者と課税庁が対立することを予定しているとも言える。

そうであっても、納税者と課税庁の対立関係が法廷の場でしか解決できないというのも、寂しい話であり、租税法主義が保障する真の予測可能性もかなわないことになる。そこで、両者とも、それぞれの立場を理解した上で、納税者は、経済行動において租税法が予定している適法性の順守に努め、課税庁は、執行(通達)において課税要件の明確化に努め、両者の対立の最小化に努めるべきであろう。

会計・税務のデジタル対応 最近の動向を踏まえて

■税理士 若林 俊之

7

今回は電子帳簿保存法の3回目として、「電子取引保存」の取り扱いを説明します。

以前は電子帳簿保存法の適用はすべて任意でしたが、令和3年度の税制改正でこの「電子取引保存」のみ義務化とされました。対象となる納税者は「所得税(源泉徴収に係る所得税を除く)及び法人税に係る保存義務者(電帳法7条)」ですので、ほとんどの事業者が対象となります。

一電子取引保存一

保存の対象となるのは、電子メールの添付ファイルで受領する請求書や、WEB上でしか明細を確認できない取引明細など、紙が介在しない取引記録の全てです。これらをデータで保存することの義務化ですので、印刷して保管していても帳簿書類の保存義務を満たしたことはありません。加えて、他の電子帳簿保存法と同じ「検索要件」と、以下のうちのいずれかの「真実性要件」を満たしてデータで保存するのが原則です。

- ①タイムスタンプが付されたデータの授受か、自身で受領後にタイムスタンプを付すこと
- ②訂正削除の履歴が残る(あるいは訂正削除できない)システムで保存をすること

電子帳簿保存法への対応③

「電子取引保存」はほとんどの事業者が対象

③「訂正削除防止事務処理規程」を作成して、その規程に沿った保存をすること

これらのうち、①②の方法については、前回のスキャナ保存で取り上げたように、有償で外部のサービスを利用する必要があるため、③の規程を設ける方法を選択する事業者が大半と考えられます。

ただし、対応しきれない事業者が多数いることも想定されていたため、令和5年末までは、やむを得ない事情がある場合に限り適用を見送ることが出来る措置が講じられ、さらにこの措置が終了する令和6年以降においても、一定の条件に該当する事業者について、下記のように要件を緩和する改正が実施されています。

【検索要件が不要となる事業者(次のいずれかに該当すれば適用可)】

- ・基準期間の売上が5000万円以下の事業者
 - ・電子取引データを出力保存し、日付・取引先ごと等に整理されていて、随時これらを掲示・提出することが可能な事業者
- 【検索要件及び真実性要件のどちらも不要となる事業者】
- ・電子取引保存が未対応であることにつき相当の理由(例えばシステムや社内のワークフロー等の整備が間に合わないなどの事情)があると認められる事業者

これらの緩和措置については、いずれも税務調査時のデータ提供等が条件となります。また、あくまで保存要件が緩和されるだけで、電子取引のデータでの保存義務はなくなりませんので、まずは電子取引をデータ保存することの徹底が必要です。

医薬品卸・小売・調剤

不知火薬品株式会社

代表取締役 宮崎 清彰

〒854-0071 諫早市永昌東町9番23号 ☎(0957)22-3430(代)



文明堂 總本店

總本店/長崎市江戸町1番1号 ☎(095)824-0002

残暑お見舞い
申し上げます
2024年



家庭日用品総合卸商社

手塚商事株式会社

代表取締役社長 手塚 圭一郎

本社 長崎市田中町1235-2(卸センター内) TEL(095)837-8190(代) FAX(095)837-8195

●鹿児島営業所 ☎(099)269-4008 ●沖縄営業所 ☎(098)996-3760

『青色申告会』は、青色申告をしている個人事業主が自主的に集まってつくった全国組織の団体です。

長崎青色申告会

会長 坂本 博文

〒850-0031 長崎市桜町4-1(長崎商工会館3F)
☎(095)825-1989 FAX(095)825-2702

くわしくは、ホームページをご覧ください
<http://www.nagasaki-airo.jp>

裁決事例集

205

裁決のポイント

一括払いされた金型等相当額について、同額の負担に係る契約の法的性質等からすれば24か月にわたり収益計上した請求人の会計処理は公正処理基準に適合すると判断した。

審査請求人が、発注者の依頼による部品製造に使用する金型等の製作費用相当額として発注者から支払われた金銭を、部品の量産開始日を含む月から24か月の分割で益金の額に算入していた。これに対して原処分庁が、発注者から請求人が製作費用相当額を受け取った時点で全額益金の額に算入すべきであるとして法人税等の更正処分等をしたため、請求人が処分の取消しを求めていた事案で、国税不服審判所は請求人の会計処理を公正処理基準に適合すると判断し、処分は違法だったとしてすべて取り消した(令和5年12月21日付、公表裁決)。

事案の概要

請求人はA社を主たる取引先として部品の製造および販売等の事業を営む株式会社。設立以来A社から注文を受けた部品を製造してA社に販売しており、A社と部品に係る購買基本契約を締結していた。請求人はA社から注文を受けた部品の製造開始に当たり、専らその部品を製造するために使用する金型、治具および検具(金型等)をつと製作していた。

両者は、平成11年9月に本件基本契約に関する覚書を取り交わし、請求人が所有権を有する金型等について、両者が合意した製作費用相当額(金型等相当額)をA社負担とすることができると、その支払方法を、部品の量産開始日を含む月または金型等相当額の合意がされた月

請求人の会計処理は公正処理基準に適合、処分をすべて取消し

編集部編

のいずれか遅い月の翌月から24回の月額均等分割払(均等分割払方式)とするこゝとで合意した。なお、両者は30年9月に本件基本契約書を取り交わし、均等分割払方式による金型等相当額の支払開始を、部品の量産開始日を含む月の翌月からとすることを合意した。

その後、A社は令和2年4月に新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急支援策として、請求人を含めた取引先にA社が支払を終えていない均等分割払方式による支払が継続中の金型等相当額の残額について、一括払を希望する場合には一括して支払う旨の案内をした。請求人は、これを受けて、残額(本件残額一括払費)に消費税等の額を加えた金額の一括払を希望する旨の要望書と請求書を提出した。そして、請求人はA社から2年4月30日に約7億3932万円を受領した。

また、A社は、請求人を含めた取引先に対し、コロナ禍により経営に影響を受けた取引先の支援策として、2年度は取引先が特に均等分割払方式による支払の継続を希望する場合以外は、新規に契約が成立した金型等に係る金型等相当額(新機種金型等費)を一括払する旨の案内をした。これに伴い、請求人はA社から複数のタイミングで新機種金型等費に消費税等の額を加えた金額(新機種金型等費(税抜き))の合計金額を本件新規一括払費)を受領した。

請求人は、①金型等相当額の支払方法が均等分割払方式であったときは、部品の量産開始日を含む月から24回にわたり、各月の翌月に支払われる金額を収益に計上、②本件残額一括払費については、2年4月の入金日に均等分割払方式の際と同様に均等に分割して収益に計上し、残りは前受金勘定または長期前受金勘定に計上した上で、同年5月以降、本件残額一括払費を均等に分割した額を、毎月末日に金型売上勘定に振り替えて収益に計上、③本件新規一括払費については各入金日に前受金勘定および長期前受金勘定に計上した上で、24回で均等分割した

額を、部品の量産開始日を含む月から24回にわたり、毎月末日に金型売上勘定に振り替えて収益に計上していた。また、④金型等の製作費用は棚卸資産として計上し、部品の量産開始の時点で固定資産に振り替えた後、量産開始日を基準に法定耐用年数(金型2年、治具3年、検具5年)で定額法により算出した減価償却費を製造原価に含めて計上しており、本件一括払費を受領したからも、その会計処理を継続していた。

審判所の判断

原処分庁は、請求人が発注者から24回の月額均等分割払で受領し、部品の量産開始日を含む月から24か月に分割して毎月月末に収益に計上していた請求人が所有権を有する金型等の金型等相当額について、契約の変更により一括で受領しており、請求人が受領した時点で請求人の管理支配下に置かれ所得が実現したとして、金型等相当額を受領した日の属する事業年度に全額を益金の額に算入すべき旨主張する。

しかし、金型等相当額の負担に係る請求人と発注者との契約の法的性質および当該契約に係る各役務の特質からすれば、請求人が受領した金型等相当額は請求人から発注者に対し、継続的に日々提供される役務に応じて、1か月を単位として対価が支払われる約定に基づき、各月末日の経過ごとに24回にわたり、過去1か月分の役務に対する対価として代金が確定し、その支払期日を翌月とする発注者と請求人との間の契約に基づき支払われるものと認められる。

また、金型等相当額の支払に関する基本契約書の条項が変更されていないことから、請求人が部品の量産開始日を含む月から24回にわたり、毎月末日に収益に計上した会計処理は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準(公正処理基準)に適合するもので、一括で受領した金型等相当額の全額を受領した日の属する事業年度の益金の額に算入すべきとは認められない。

注目の二冊

消費税簡易課税制度の実務 (改訂版)

齋藤 文雄 著

インボイス制度の施行に伴う税額計算の特例(2割特例)終了後は、簡易課税適用事業者の一層の増加が見込まれる。本書では、2割特例及びその終了後の実務に関する解説、事故事例とアドバイ

ス8事例のほか、簡易課税制度の適用に関するQ&Aを45問、事業区分判定に関するQ&Aを56問収録。また、基本通達・経理通達の抜本改正、日本標準産業分類の改定に対応した大幅改訂版として、研修テキストにも最適の一冊。

第1編「消費税の概要」では消費税の課税の対象、納税義務者と納税義務の成立、適格請求書発行事業者、課税標準と税率、税額控除等など、第2編「簡易課税制度」ではその内容、簡易課税制度による仕入控除税額の計算、事業区分の判定事例(取引内容からみた事業区分)などを解説。

税額計算の手順や主要届出書の記載例を収録したほか、多様な業種名や取引が探しやすいよう索引も充実。

ミスとリスクを徹底排除するため、2割特例の終了を控えた事業者には必携の書。

B5判、480ページ。定価2970円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-1411、FAX03-3829-4001)。



医療を通して地域社会に奉仕する...

精神科・内科・皮膚科

医療法人 天草病院

理事長 福光弘明

〒863-2171 熊本県天草市佐伊津町5789
TEL.0969 (23) 6111 (代)
FAX.0969 (24) 3661

社会医療法人財団 白十字会

患者さん・利用者さんが1日も早く
社会に復帰されることを願います



- | | | | |
|---|---|---|---|
| 急性期病院
佐世保中央病院
長崎県佐世保市大和町15番地
☎0956-33-7151 | 白十字病院
福岡県福岡市西区石丸4丁目3番1号
☎092-891-2511 | 耀光 リハビリテーション病院
長崎県佐世保市山手町855番地1
☎0956-25-3210 | 白十字 リハビリテーション病院
福岡県福岡市西区石丸3丁目3番9号
☎092-891-2611 |
| 居宅介護支援
介護老人保健施設 長寿苑
長崎県佐世保市日宇町2835番地
☎0956-32-3800 | 介護老人保健施設 リハビリサポート ひろみ
長崎県佐世保市ひろみ町1879番31
☎0956-37-9850 (入所)
☎0956-37-9851 (通所) | 介護老人保健施設 燦(サン)
長崎県佐世保市大和町30番地
☎0956-33-7771 | 白十字会 訪問看護ステーション
長崎県佐世保市大和町30番地
☎0956-33-3200 |

業務委託をする事業者が知っておくべき

フリーランス保護法

編集部編 7

期日における報酬支払義務①

特定業務委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、報酬の支払期日を定めてそれまでに支払わなければならないとされています。

この60日のカウントの仕方は、起算日を1日目として考えます。7月1日に発注した物品等を受領した場合は、同日が起算日として1日目となり、60日目は8月29日となります。

次に、月単位の締切制度です。1か月に納期が何回もある取引の場合、複数の納期分の支払を

をするかを問わず、給付の物品を受け取り、自己の占有下に置いた日となります。特定業務委託事業者の検査員が、特定受託事業者の事務所等に出張して検査を行うような場合には、当該検査員が検査を開始した日が起算日となります。

デザインやプログラムといった情報成果物の作成を委託した場合は、情報成果物を記録した電磁的記録媒体を受け取り、自己の占有下に置いた日が起算日となります。情報成果物をメールで送信する場合は、メールを受け取った日となります。

なお、情報成果物の作成委託では例外があります。例えば、

物品等の受領から60日以内に支払期日

月ごとにまとめて、毎月の特定日に支払うことも可能です。ただし、この場合でも、支払期日は物品等を受領した日から60日以内となります。月末を締日にする場合は、翌月の末日までに支払期日を定めることになります。なお、31日の月が入ることにより、報酬の支払が61日目または62日目となることがありますが、フリーランス保護法では、60日以内を2か月以内として運用されるため、問題はありません。

支払期日を定めなかった場合等の支払期日は、①当事者間で支払期日を定めなかったとき…物品等を実際に受領した日、②物品等を受領した日から起算して60日を超えて定めたとき…受領した日から起算して60日を経過した日の前日となります。

次に、取引の類型ごとの起算日の考え方です。物品の製造を委託した場合の起算日は、検査

デザインの作成過程で、内容の確認や指示のためにデザイナーを一時的に自己の支配下に置いたとしても、直ちに受領したものと取り扱わないとすることが可能となっています。

役務の提供を委託した場合は、個々の役務の提供を受けた日が起算日となります。役務の提供に日数を要する場合（一つの役務の提供に日をまたぐ場合は、役務が完了した日が起算日となります。

ただし、個々の役務が連続して提供される役務であって、取引条件の明示において月単位の締切制度で支払うことを記載するなど一定の要件を満たす場合には、月単位で設定された締切対象期間の末日に当該役務が提供されたものとして取り扱い、当該日から起算して60日（2か月）以内に報酬を支払うことが認められる例外があります。

税の書物をひも解く

青山学院大学教授・弁護士
木山 泰嗣

7

税法に独特な問題がある。それは巨大な論点といえる。全ての税法規定の解釈の基礎になるからだ。ひとこといえば、税法解釈のあり方である。税法の解釈方法というところまで。所得税法、法人税法、相続税法、消費税法、税目を問わず、税法規定の解釈がどう行われるべきかの問題を捉えた総称である。

答えは、文理解釈が重要である。ということ、税法の現在地は落ち着いているようにもみえる。租税法主義がある以上、課税要件法の法解釈が他の法分野のように、規定が

租税法における文理解釈と限界

占部裕典 著

慈学社

定められた立法趣旨から自由に拡大・縮小されたり、規定がないのに似てるからと類推されたりすること、基本的には許されない。

この考え方は、税法の規定にある言葉と文章を重視する。文理解釈とは、ほば条文に記載された「文言（もんごん）」とよんでよい。文言を厳格に解釈しなければ、課税要件の法定

文理とは何かを追求し続けた圧巻の研究書

先生は膨大なページ数を誇る研究書（本書）のなかで、文理解釈の重要性を説く。しかし、その捉え方が、他の税法学者とは、少し異なる。

「文理」とは何も規定の文言だけではないでしょう。という提言である。文理解釈の重要性は通説と同じでも、内容が文言に限られない点に、占部先生の見解の特色がある。

「文理」とは何も規定の文言だけではないでしょう。という提言である。文理解釈の重要性は通説と同じでも、内容が文言に限られない点に、占部先生の見解の特色がある。

「税法規定も、当然ながら必ず目的を持って定められている。そうであれば、文言だけに拘泥するのではなく、どんな趣旨目的でつくられたのかも含め、「規定の文理」を読み解くべきではないのか。

なるほど、このような考え方は、税法以外の法分野では、むしろ当然だと賛同されるようにも思われる。実際、憲法、民法、刑法、商法、民



太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和4年中に相続開始のあった事案について申告をした相続人(課税価格のある者)の数になります。

答え = 万人

予想難易度：10

	9	4		1	
	3	7	9		4
		1	3	8	9
	7	2	6		3
3			7		
	4	B	1	3	7
5		4	2	6	A
1		5		7	6
	2		8		5

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 8月26日(月)

前回の答え **20.7** %



長崎～五島航路

- 通常時1日4往復
- 多客時1日5往復

すぐ着からいいよね
長崎→五島間85分

お問い合わせ お申し込みは
九州商船
本社/長崎市元船町16-12
本社 0570-017510
福江 (0959)72-2191
奈良尾 (0959)44-1515

山田屋石油株式会社

〒852-8003 長崎市旭町3番22号
☎(095)861-1102(代)・FAX(095)861-1105

大阪局

DXを進め、納税者の利便性を向上

木村局長が就任会見

財務省・国税庁の7月5日付の人事異動で大阪国税局長に就任した木村秀美氏(関東信越国税局長)がこのほど、就任会見を行った。大阪局の局長に女性が就任するのは木村局長が初めて。



木村局長は、「税務行政は申告納税を整える手法として税務行政のデジタルトランスフォーメーション(DX)を進め、納税者の利便性向上に努める」と抱負を語った。

ふるさと納税

住民税控除額は横浜市がトップ

全国で100万人が控除を適用

総務省が2日に発表(計)は前年比12・9%増の7682億3100万円、控除適用者数は12%増の1000万人、その控除適用者数は表のとおり。

1位の横浜市の今年1月時点の人口が約377万人なので、控除適用者数が43万人超に上るといことは、市の人口の10人に1人を超える人がふるさと納税を行ったことになり、

令和6年度課税における市町村民税控除額の多い10団体

団体名	市町村民税控除額	控除適用者数
1 横浜市	304億6700万円	43万9267人
2 名古屋市	176億5400万円	25万5163人
3 大阪市	166億5500万円	27万9922人
4 川崎市	135億7800万円	20万7616人
5 東京都世田谷区	110億2800万円	14万6812人
6 さいたま市	100億6900万円	15万5694人
7 福岡市	96億5100万円	15万7450人
8 神戸市	92億6400万円	14万9692人
9 札幌市	89億7400万円	16万4329人
10 京都市	82億4300万円	12万9062人

都道府県単位(都道府県分と域内の市町村の合計)で見ると、流出額が最も多かったのは東京都で約1899億円だった。

他方、不交付団体には約17億円で全国7位に食い込んでいる。交付税による補てんとともに、受入額も考慮した上での実質的な流出額という意味では、同じく6年度の不交付団体である4位の川崎市(3位の大崎市は交付団体)の方が名古屋市よりも多くなる可能性がある。

組織のパフォーマンス最大化を目指す

広島局

郷局長が就任の抱負

財務省・国税庁の7月10日付の人事異動に



より、広島国税局長に就任した郷敦氏(国税庁長官官房人事課長)は7月30日、広島市中区の同局で就任記者会見を行った。II写真。

郷局長は税務行政のDX推進に触れながら「あらゆる税務手続きを自動化・高度化を図り、組織としてのパフォーマンスの最大化を目指す」と抱負を語った。

郷敦(ごう・おさむ)氏の略歴 平成7年大蔵省(現財務省)入省。岐阜県総務部長、復興庁統括官付参事官、国税庁課税部酒税課長などを経て、令和4年7月より同局長官官房人事課長に就任。51歳。東京都出身。

夏祭り「キャッシュレス納付」を推進 相模原署 加々美署長ら幹部が参加

神奈川・相模原税務署(加々美幸和署長)は7月27日、地元「上溝夏祭り」に参加し、「キャッシュレス納付推進キャンペーン」を行った。II写真。

包まれる中、署幹部は、公益社団法人札幌南人会(新倉裕会長)のブース前で「キャッシュレス納付」と「ダイレクト納付」をPRした。

札幌南法人会 能登半島災害復興支援金として寄付

公益社団法人札幌南法人会(荒井喜和会長)はこのほど、北広島市のエルムパーク西の里にて「第22回チャリティパークゴルフ大会」を開催した。II写真。

この大会は、能登半島災害復興支援金としての寄付金を集める目的で行われ、チャリティパークゴルフで集まった募金は後日、日本赤十字社へ寄付をした。

当日は晴天のもと39人が参加し、北海道ではおなじみのパークゴルフから親睦を深めた。

ご贈答に、「ビール共通券・清酒券」どの銘柄とも交換できる

全酒協のビール共通券・清酒券のお買い求め、お引き換えはこのステッカーの酒販店をはじめ全国の酒類販売店で。

\\ こんな時に「ビール共通券・清酒券」を! //

贈答品 「香典返し」「内祝い」等に
プレゼント 「就職祝い」「退職祝い」等に
景品 「ゴルフ大会の景品」等に

全酒協発行のビール共通券・清酒券は、「有効期限」が設定されておりますので、お早めに商品との交換をお願いいたします。【※有効期限:2031年3月31日】

登録番号関東財務局長 第00090号 / 一般社団法人 日本資金決済業協会会員 第00082号
〒153-8640 東京都目黒区中目黒 2-1-27 tel.03-3714-0177 http://www.zensyukyo.or.jp

飲酒は20歳になってから。お酒はおいしく適量を。飲酒運転は絶対にやめましょう。妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。